

(ウ) 介護医療院

- 介護医療院は、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を一体的に提供する施設で、入所者の療養生活を支えるサービスです。
- 療養病床の再編成に伴う介護保険法の改正（平成30(2018)年4月1日施行）により、新たな介護保険施設として創設されました。

【表3- I -3-39】介護医療院（利用見込者数及び必要入所定員総数）

(単位:人)

区 分		計画前 平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
岩国圏域	利用見込者数	-	(7)	(25)	(95)	(233)
	必要入所定員総数	-	-	-	(60)	-
柳井圏域	利用見込者数	-	-	(52)	(107)	(284)
	必要入所定員総数	-	-	(111)	(270)	-
周南圏域	利用見込者数	-	(60)	(80)	(120)	(168)
	必要入所定員総数	-	(57)	(57)	(75)	-
山口・防府 圏域	利用見込者数	-	(56)	(56)	(116)	(177)
	必要入所定員総数	-	(56)	(56)	(116)	-
宇部・小野田 圏域	利用見込者数	-	(37)	(97)	(265)	(358)
	必要入所定員総数	-	(90)	(240)	(246)	-
下関圏域	利用見込者数	-	(133)	(247)	(375)	(545)
	必要入所定員総数	-	(133)	(247)	(375)	-
長門圏域	利用見込者数	-	-	(2)	(4)	(52)
	必要入所定員総数	-	-	-	-	-
萩圏域	利用見込者数	-	-	(12)	(111)	(109)
	必要入所定員総数	-	-	-	(94)	-
県 計	利用見込者数	-	(293)	(571)	(1,193)	(1,926)
	必要入所定員総数	-	(336)	(711)	(1,236)	-

(注) () 内の数値は、療養病床等からの転換分を利用見込者数及び必要入所定員総数に加えたもの。

(I) 介護療養型医療施設

- 介護療養型医療施設は、病状安定期にある長期療養患者に対し、療養上の管理や看護、医学的管理の下における介護や機能訓練等を行う施設で、入所者の療養生活を支えるサービスです。
- 療養病床の再編成に伴い、平成36(2024)年3月末をもって廃止される予定であることから、入院患者の状態に応じ必要な医療・介護サービスを確保できるよう、医療機関の意向を尊重しながら、他の施設・居住系サービス等への円滑な転換を計画的に進めていきます。
- 転換に当たっては、入院患者や家族の方々が不安を抱くことがないように、関係機関と連携し、引き続き相談体制を確保するとともに、必要な施設の確保に努めます。

【表3- I -3-40】 介護療養型医療施設（利用見込者数及び必要入所定員総数）

(単位:人)

区 分		計画前 平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
岩国圏域	利用見込者数	148	147	132	65
	必要入所定員総数	60	60	60	-
柳井圏域	利用見込者数	253	262	210	162
	必要入所定員総数	444	444	333	222
周南圏域	利用見込者数	162	113	88	52
	必要入所定員総数	91	34	34	24
山口・防府圏域	利用見込者数	184	146	118	58
	必要入所定員総数	202	118	118	58
宇部・小野田圏域	利用見込者数	375	364	305	95
	必要入所定員総数	391	325	132	126
下関圏域	利用見込者数	326	343	209	170
	必要入所定員総数	343	343	209	170
長門圏域	利用見込者数	14	4	2	-
	必要入所定員総数	-	-	-	-
萩圏域	利用見込者数	76	106	103	-
	必要入所定員総数	94	94	94	-
県 計	利用見込者数	1,538	1,485	1,167	602
	必要入所定員総数	1,625	1,418	980	600

【表3- I -3-41】 介護療養型医療施設から介護医療院への転換分（入所定員数）

(単位:人)

区 分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
岩国圏域	-	-	60
柳井圏域	-	111	222
周南圏域	-	57	67
山口・防府圏域	56	56	116
宇部・小野田圏域	66	216	222
下関圏域	-	95	133
長門圏域	-	-	-
萩圏域	-	-	94
県 計	122	535	914

【表3- I -3-42】 介護療養型医療施設から医療療養病床への転換分（入所定員数）

(単位:人)

区 分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
岩国圏域	-	-	-
柳井圏域	-	-	-
周南圏域	-	-	-
山口・防府圏域	28	28	28
宇部・小野田圏域	-	38	38
下関圏域	-	32	32
長門圏域	-	-	-
萩圏域	-	-	-
県 計	28	98	98

イ 居住系サービス

- 居住系サービスについては、中・軽度の要介護者の受け皿としての役割も踏まえ、各市町の利用見込者数を基に必要利用定員総数を定め、計画的な整備を進めます。

(7) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 認知症高齢者グループホームは、共同生活を営む住居（グループホーム）において、認知症の高齢者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもので、利用者の地域での日常生活を支えるサービスです。
- 市町が「日常生活圏域」ごとに定める必要利用定員総数の範囲内で計画的な整備を進めます。
- サービスの質の確保・向上を図るため、従事者に対する研修の充実や事業者による自主的・主体的なサービス評価の取組を進めます。

【表3-I-3-43】認知症対応型共同生活介護（利用見込者数及び必要利用定員総数・介護予防含む）

（単位：人）

区 分		計画前 平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
岩国圏域	利用見込者数	375	384	384	384	384
	必要利用定員総数	378	378	378	378	
柳井圏域	利用見込者数	222	238	238	265	297
	必要利用定員総数	234	234	243	261	
周南圏域	利用見込者数	475	465	480	503	531
	必要利用定員総数	476	494	494	512	
山口・防府圏域	利用見込者数	515	538	556	556	610
	必要利用定員総数	538	538	556	556	
宇部・小野田圏域	利用見込者数	504	520	521	523	555
	必要利用定員総数	522	522	522	522	
下関圏域	利用見込者数	366	396	414	432	459
	必要利用定員総数	396	396	414	432	
長門圏域	利用見込者数	68	81	81	81	81
	必要利用定員総数	72	81	81	81	
萩圏域	利用見込者数	92	97	97	97	97
	必要利用定員総数	90	97	97	97	
県 計	利用見込者数	2,617	2,719	2,771	2,841	3,014
	必要利用定員総数	2,706	2,740	2,785	2,839	

(イ) 介護専用型特定施設入居者生活介護

- 介護専用型特定施設入居者生活介護は、要介護者専用の有料老人ホーム等において、入居者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うもので、入居者の日常生活を支えるサービスです。
- 県全体の平成32(2020)年度末の必要利用定員総数を140人(計画期間中の定員増：80人)とします。

【表3-I-3-44】介護専用型特定施設入居者生活介護(利用見込者数及び必要利用定員総数)

(単位：人)

区 分		計画前 平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
岩国圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-
柳井圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-
周南圏域	利用見込者数	60	60	60	140	140
	必要利用定員総数	60	60	60	140	-
山口・防府圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-
宇部・小野田圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-
下関圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-
長門圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-
萩圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	-
県 計	利用見込者数	60	60	60	140	140
	必要利用定員総数	60	60	60	140	-

(ウ) 混合型特定施設入居者生活介護、介護予防混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型以外の特定施設)

- 混合型特定施設入居者生活介護は、要介護者だけでなく要支援者や一般の高齢者も入居できる有料老人ホーム等において、入居している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うもので、入居者の日常生活を支えるサービスです。
- 県全体の平成32(2020)年度末の必要利用定員総数を1,311人とします。
 なお、養護老人ホームの特定施設としての指定については、この必要利用定員総数の対象に含めず、関係市町と合意形成を図りながら進めます。

【表3- I -3-45】 混合型特定施設入居者生活介護（必要利用定員総数）

（単位：人）

区 分	計画前 平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
岩 国 圏 域	318	318	318	318
柳 井 圏 域	56	56	56	56
周 南 圏 域	147	147	147	147
山口・防府圏域	191	191	191	191
宇部・小野田圏域	365	365	365	365
下 関 圏 域	164	164	164	164
長 門 圏 域	35	35	35	35
萩 圏 域	35	35	35	35
県 計	1,311	1,311	1,311	1,311

（注）必要利用定員総数は、特定施設の母体となる施設（養護老人ホームを含まない）の定員数の70%として算定。

【表3- I -3-46】 混合型特定施設入居者生活介護（利用見込者数及び利用定員数・介護予防含む）

（単位：人）

区 分		計画前 平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
岩国圏域	利用見込者数	491	526	551	574	612
	利用定員数	595	595	595	595	
柳井圏域	利用見込者数	167	179	182	183	192
	利用定員数	175	170	170	170	
周南圏域	利用見込者数	242	257	267	200	309
	利用定員数	261	261	261	261	
山口・防府圏域	利用見込者数	278	333	333	333	366
	利用定員数	323	323	323	323	
宇部・小野田圏域	利用見込者数	537	533	525	518	591
	利用定員数	692	692	692	692	
下関圏域	利用見込者数	339	345	345	345	345
	利用定員数	365	365	365	365	
長門圏域	利用見込者数	38	37	37	37	37
	利用定員数	50	50	50	50	
萩圏域	利用見込者数	126	131	131	131	131
	利用定員数	150	150	150	150	
県 計	利用見込者数	2,218	2,341	2,371	2,321	2,583
	利用定員数	2,611	2,606	2,606	2,606	

（注） 1）利用定員数：年度末定員数

2）利用見込者数及び利用定員数は、養護老人ホームを含む。

(I) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護者専用の小規模の有料老人ホーム等（定員29人以下）において、入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うもので、入居者の地域での日常生活を支えるサービスです。
- 市町が「日常生活圏域」ごとに定める必要利用定員総数を116人とします。

【表3- I -3-47】 地域密着型特定施設入居者生活介護（利用見込者数及び必要利用定員総数）

（単位：人）

区 分		計画前 平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
岩国圏域	利用見込者数	116	116	116	116	116
	必要利用定員総数	116	116	116	116	
柳井圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	
周南圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	
山口・防府 圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	
宇部・小野田 圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	
下関圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	
長門圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	
萩圏域	利用見込者数	-	-	-	-	-
	必要利用定員総数	-	-	-	-	
県 計	利用見込者数	116	116	116	116	116
	必要利用定員総数	116	116	116	116	

(5) 個室ユニット型施設の整備の促進

介護保険施設の居住環境を改善し、施設においても、個人の生活や暮らし方を尊重する個室ユニット型施設の整備を促進します。

- 平成29(2017)年度末の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設の個室ユニット型施設の定員数の全定員数に占める割合は40.4%となる見込みとなっており、今後も、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の新規整備や増築に当たっては、個室ユニット型施設とすることを原則とし、他の介護保険施設についても、個室ユニット型施設の整備を促進します。
- 既存従来型施設から、個室ユニット型施設への移行については、老朽化に伴う全面改築や改修の際に整備を進め、長期的な視点に立って促進します。

(6) 円滑な療養病床再編成への対応

療養病床の再編成は、国の医療制度改革の一環として、入院患者の状態に応じて、医療と介護の機能分担を推進する観点から行われるものです。

このため、療養病床の機械的な削減を行うのではなく、必要な医療や介護サービスが確保されるよう、入院患者の状態や地域の実情等を踏まえて、医療機関において判断された転換意向を基本的に尊重しながら進めることとしています。

ア 相談体制の整備

療養病床の転換に当たっては、病院・病床機能の分化・強化、在宅医療の推進、医療と介護の連携の強化を図るため、情報提供や相談対応などの支援措置を講じます。

- 療養病床の転換に関する情報を医療機関等の関係機関に迅速に提供するとともに、医療機関に設置されている地域連携室、市町、地域包括支援センター、介護支援専門員等と連携し、入院患者、住民及び医療機関等からの相談に対応できる体制を確保します。
- 相談者の視点に立った、迅速な情報提供やきめ細かな調整が図られるよう、医療機関等に対し、適切に指導・助言していきます。

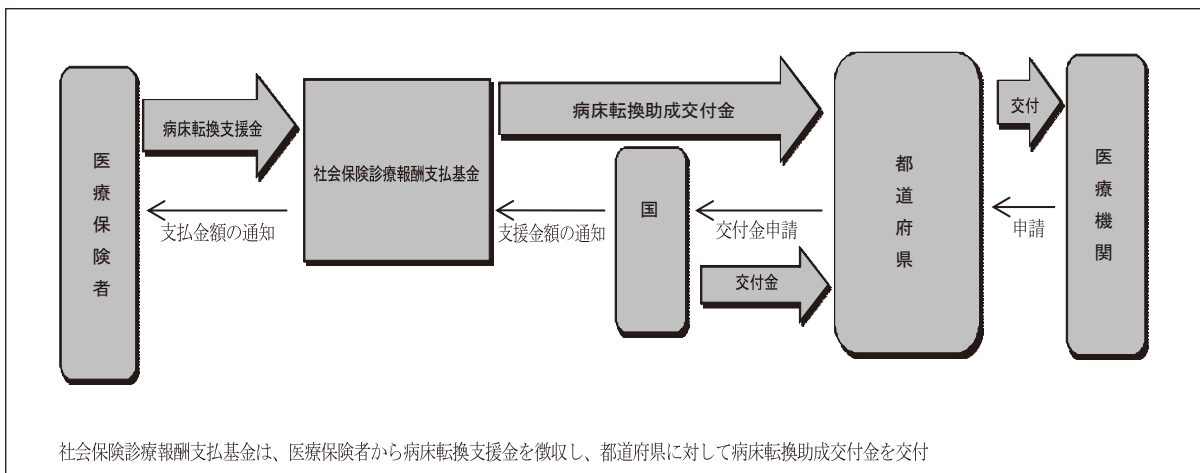
イ 療養病床転換に対する支援措置の活用促進

療養病床の介護保険施設等への転換に当たっては、医療機関の自主的な判断を尊重し、その意向に沿って行いますが、転換を円滑に進めるため、地域医療介護総合確保基金等による支援措置の活用を促進します。

【表3-I-3-48】療養病床転換に係る支援制度の概要

区 分	介護療養病床からの転換	医療療養病床からの転換
制 度 名	地域医療介護総合確保基金	病床転換助成事業
窓 口	市町介護保険担当課	県医務保険課
交付対象	[次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費が対象] <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム（居室は原則個室などの条件あり） ・特別養護老人ホーム、併設ショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等の場合） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・複合型サービス事業所（病床転換助成事業のみ） ・サービス付き高齢者向け住宅（地域医療介護総合確保基金のみ） 	
交 付 額 の 上 限	[転換病床1床当たり]	[転換病床1床当たり]
平成29年度 (2017) 助成単価	[創設] 1,930千円	[創設] 1,000千円
	[改築] 2,390千円	[改築] 1,200千円
	[改修] 964千円	[改修] 500千円
	[創設] 既存施設を取り壊さずに、新たに施設を整備	
	[改築] 既存施設を取り壊して、新たに施設を整備	
	[改修] 躯体工事に及ばない屋内改修	

【図3-I-3-1】病床転換助成事業のフロー



2 介護サービスの円滑な提供

高齢者が自分のニーズに合った質の高いサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、利用者主体の体制づくりや介護サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

また、利用者への適切かつ安全・安心な介護サービスの提供が図られるよう、保険者や介護サービス事業者に対し、きめ細かな指導・支援等を行います。

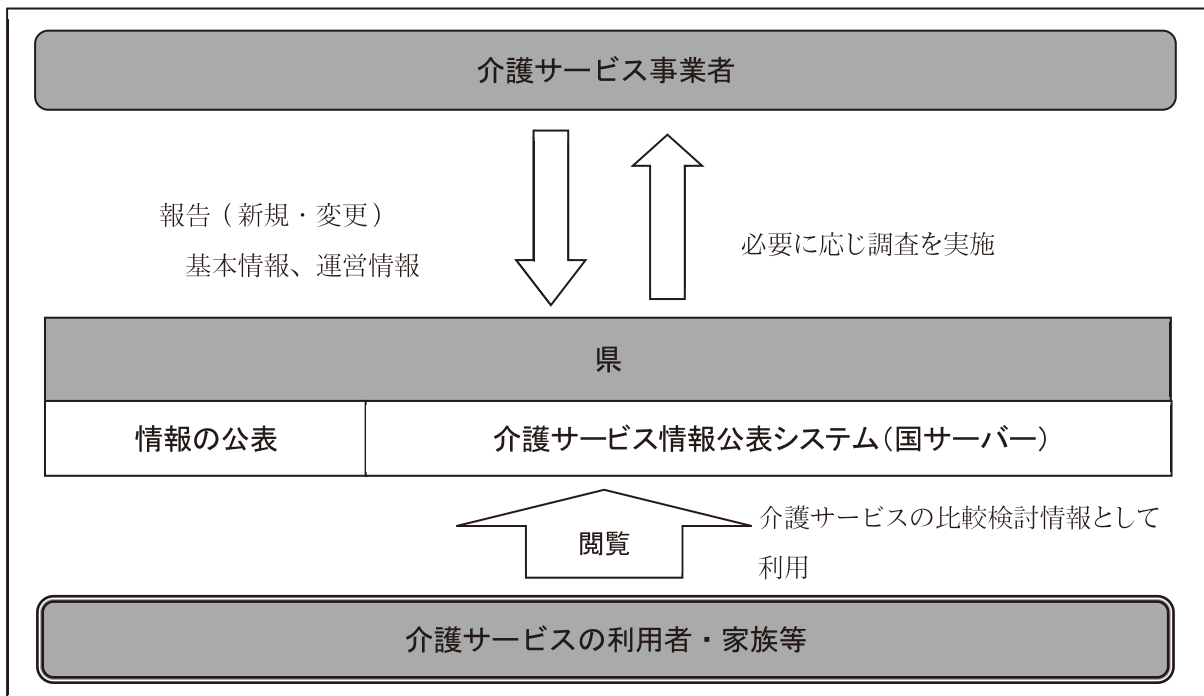
(1) 利用者主体の体制づくり

利用者が、サービス提供者との対等な関係の下、ニーズに合ったより適切な介護サービスを選択できるよう、公正で的確な情報の提供、相談・援助や苦情解決を適切に行う体制の整備を図ります。

ア 介護サービス情報の公表

- 利用者のニーズに合った介護サービス事業者を適切に選択できるよう、制度のなお一層の普及啓発や公表情報の充実に努めるとともに、情報の正確性を担保するため、必要に応じ公表内容の調査を行うなど、制度の円滑な実施を図ります。

【図3-I-3-2】介護サービス情報の公表制度の概要

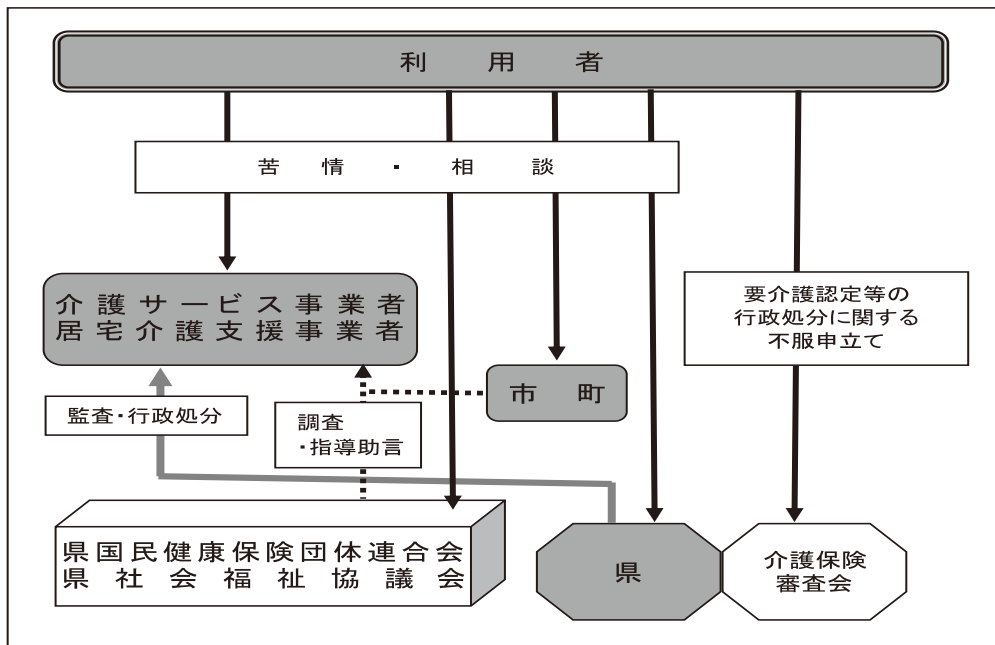


イ 介護保険に関する情報提供及び苦情・相談処理体制の確保

- 市町と連携して介護保険制度について広く県民にPRし、サービスの適切な利用を促進するとともに、ホームページ「かいごへるぷやまぐち」により介護に関する幅広い情報を迅速に提供します。

- 介護保険制度やその運営に関する県民からの様々な苦情・相談については、県（本庁及び7つの健康福祉センター）や各市町、県国民健康保険団体連合会に設置された苦情処理委員会、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会等で対応します。
- 市町が行った要介護認定等の行政処分に対する不服申立てについては、介護保険審査会で迅速かつ適正な審理・裁決を行い、被保険者の権利保護と介護保険制度の適切な運営に努めます。
- 利用した介護サービスに対する苦情・相談については、介護サービス事業者のほか、介護サービス計画を作成した介護支援専門員、市町や地域包括支援センターで対応します。

【図3-I-3-3】苦情・相談処理体制の概要



ウ 特別養護老人ホームにおける優先入所

- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）については、居宅での生活が困難な中・重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとされました。このため、関係団体と共同で作成した「山口県特別養護老人ホームの入所に関する指針」に基づき、各施設において公平かつ透明な入所決定が行われるよう、当該指針の徹底を図り、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者が優先的に入所できるよう努めます。

エ 共生型サービスへの対応

- 高齢者と障害者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため創設された「共生型サービス」について、事業所等への周知と情報提供を図ります。

(2) 介護サービスの質の向上

介護サービス事業者のサービスの質の向上に向けて、事業者におけるサービス評価等の取組が自主的・主体的に実施されるよう支援します。

また、事業者による研究・研修事業や多職種連携の強化等の取組を促進します。

ア サービス評価の推進

- サービスの質の向上に向けて、事業者自らが提供するサービスを点検・評価する「自己評価」と中立的な第三者機関が評価・公表する「第三者評価」の取組を促進します。
- 「自己評価」については、関係事業所・施設における自主的・主体的な取組を促進し、サービスの質の向上を支援します。
- 「第三者評価」については、「福祉サービス第三者評価事業」の普及啓発を図り、積極的な受審を促進するとともに、認知症高齢者グループホームに義務付けられている「外部評価」の適正かつ円滑な実施を図ります。

イ 身体的拘束廃止に向けた取組の推進

- 介護保険施設等における身体的拘束のないケアの実現に向けて、施設における主体的な取組のリーダーとなる人材の養成研修などを推進します。
- 介護保険施設等への指導監督においては、高齢者虐待の防止、身体的拘束の原則禁止等の観点から、虐待や身体的拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解や、防止のための取組について指導を行い、入所者の「尊厳の保持」や「サービスの質の確保と向上」に向けた施設の取組を支援します。

ウ 事業者及び職種間の連携強化

- 県介護保険関係団体連絡協議会がサービス種別や職種の違いを超えて開催している「介護保険研究大会」等、サービスの質の向上に向けた関係団体の取組を支援します。
- ケアマネジメントの核となるサービス担当者会議（ケアカンファレンス）が充実したものとなるよう、関係団体と連携し、ケアマネタイムの設定等による、関係職種の連携強化を図ります。
- 的確なケアマネジメントが展開できるよう、介護支援専門員を中心としてかかりつけ医や訪問介護員などの医療・介護関係の多職種の連携・協働による地域のネットワークの形成を目指します。
- 介護保険施設等において、医療的なケア（たんの吸引や経管栄養など）が必要な者や認知症の人が増加するなど、入所者の重度化が進んできており、これに対応するため、看護・介護職員など施設内における職種間の一層の連携強化を支援します。

(3) 地域の実情に応じた適切な介護サービスの確保

地域の実情に応じて適切に介護サービスが提供されるよう、指定権者（県又は市町）の条例において介護保険サービス事業者に係る人員、設備及び運営基準を設定し、介護サービス事業者の適正な事業運営の確保を図ります。

(4) 福祉・医療施設における要配慮者への支援

要配慮者が多数利用する福祉・医療施設における水害、土砂災害等からの避難対策を中心として、施設を含む「地域」とそれを支える市町、関係機関、県が連携を図り、要配慮者対策を一層推進します。

ア 非常災害時相互応援協定の締結の促進

- 地域内、あるいは、同種の施設間での、非常災害時における協力関係をあらかじめ結んでおく「非常災害時相互応援協定」について、協定の締結が進むよう助言を行います。

イ 災害時における広域的な福祉支援体制の充実

- 県内で広域的な支援が必要となる大規模災害が発生した場合に、被災した要配慮者が、被災福祉施設や福祉避難所において十分な支援が受けられるよう、関係福祉団体と締結した「災害時における福祉支援に関する協定」に基づき、広域的な福祉支援体制の一層の充実・強化を図ります。

ウ 防災マニュアル等の策定に関する指導

- 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」等を参考として、施設の立地条件や利用者の状況など地域の実情に応じ、施設内防災計画（防災マニュアル）の作成、見直しが図られるよう、また、施設の実態に即した実効性の高い訓練が行われるよう、指導・助言を行います。
- 特に、水防法等に基づき、市町地域防災計画へ位置付けられた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、計画の作成、市町への報告及び避難訓練が実施されるよう、県及び市町の関係部局が連携し、積極的に支援します。

エ 土砂災害防止のための立地に関する指導

- 「社会福祉施設等の立地に関する指導要綱」に基づき、土砂災害の恐れのある区域での施設の立地を抑制するよう、指導・助言等を行います。